

定 款

株式会社 エムアップ

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は株式会社エムアップと称し、英文では m-up, Inc. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットのホームページの企画立案
2. 各種情報の収集並びに提供のサービス業
3. 情報通信による番組のコンサルタント
4. 電気通信事業法に基づく一般第二種電気通信事業
5. 著作権、出版権の取得、譲渡、使用許諾及び管理業務
6. 肖像権の管理業務
7. 映画、テレビ番組、テレビコマーシャル、ラジオ番組、ビデオ等映像ソフト、音楽ソフトの企画、制作、輸出入及び販売
8. レコード原盤及びビデオ原盤の企画、制作、管理
9. 舞台、演劇、各種イベント等の企画、立案、実施
10. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発、商品化権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
11. 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、衣料雑貨品、食器、食品、文房具、家庭用電化製品、装身具、貴金属、鞆等の販売
12. 広告・宣伝に関する企画及び制作
13. 出版物の企画、発行及び販売
14. ニューメディアに関するシステムの開発、調査及び販売
15. 歌手、作詞家、作曲家、俳優、女優、タレント、モデル、スポーツ選手、イベントコンパニオン、ナレーター等の育成及びマネージメント
16. 一般労働者派遣事業
17. 特定労働者派遣事業
18. 有料職業紹介事業
19. インターネットを利用した求人求職情報の企画、提供並びにそのシステムの企画、開発及び運営
20. 人材採用及び就職に関するコンサルティング
21. 事務処理、経理処理、広告宣伝、翻訳等の業務の請負
22. 経営コンサルティング並びに企業教育に関する業務の請負
23. 古物の販売及び輸出入
24. ウェブサイトの企画、設計、開発及び運営
25. インターネットのコンテンツの企画及び制作
26. インターネットを利用した各種情報の提供サービス業
27. デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、及び販売
28. 移動体通信等を利用したデジタルコンテンツの配信及び販売
29. インターネット、移動体通信等のネットワークシステムを利用した通信販売業
30. インターネットオークションに関するホームページの制作及び運営
31. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は 100 株とする。

第 8 条 (自己株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿並びに新株予約権原簿の作成及び備え置きその他の株主名簿並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

第 12 条 (基準日)

当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする事ができる。

第 13 条 (招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるとき随時これを招集する。

第 14 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

第 16 条 (参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 (員数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 19 条 (選任方法)

取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 20 条 (任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第 22 条 (取締役会の決議の省略)

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。

第 23 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 24 条 (代表取締役及び役付取締役)

当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議をもって、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

第 25 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任)

取締役会は、その決議により会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 27 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第 28 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 29 条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 30 条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 31 条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 取締役及び会計監査人の責任免除

第 32 条 (損害賠償責任の一部免除)

当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

第 8 章 計算

第 33 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 34 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

第 35 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 36 条 (配当金の除斥期間等)

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 12 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成16年11月5日 作成
平成17年3月24日 一部修正
平成18年6月29日 一部修正
平成19年1月24日 一部修正
平成19年6月26日 一部修正
平成19年8月2日 一部修正
平成22年10月13日 一部修正
平成23年11月15日 一部修正
平成24年7月3日 一部修正
平成25年1月1日 一部修正
平成26年6月27日 一部修正
平成28年6月29日 一部修正